

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	占用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町道路占用料徴収条例第 3 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町道路占用料徴収条例第 3 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町道路占用料徴収条例 (占用料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 占用料は、許可の日又は協議し、同意を得た日から 30 日以内に徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌会計年度にわたるときは会計年度の区分に従い、会計年度分を 4 月に徴収する。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町道路占用料徴収条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町道路占用料徴収条例第 5 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町道路占用料徴収条例 (罰則)</p> <p>第 5 条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れたものに対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) の過料を科することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日